



2020年
4月14日号

欧州委員会による新型コロナウイルス対応に関する競争法上の判断枠組みの公表 執筆者: 川合 弘造、角田 龍哉

※本ニューズレターは2020年4月12日までに入手した情報に基づいて執筆しております。

世界中の企業が新型コロナウイルス(COVID-19)への対応に追われる中、当事務所の2020年4月2日付けニューズレター(https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/newsletter_pdf/ja/newsletter_200402_corporate.pdf)でも解説した米国の競争当局に加え、カナダ、EUの競争当局や各国の競争当局で組織されているネットワークでも相次いで競争法上の判断枠組みについての資料を公表している。

世界各国の競争当局が組織しているInternational Competition Network(ICN)は、2020年4月8日、COVID-19対応のために必要な範囲かつ期間に限定された協業であれば消費者の保護や不足物資の供給に資する旨や、各国当局が緊急事態に応じた特別な考慮について透明性を確保することの重要性等を指摘している(<https://www.internationalcompetitionnetwork.org/wp-content/uploads/2020/04/SG-Covid19Statement-April2020.pdf>)。また、カナダの競争当局も、2020年4月8日、迅速な相談対応を行うためのチームを設置し、緊急事態に対応するために必要な範囲の限定的な取組みとすることを条件に協業を許容する可能性等を説明している(<https://www.canada.ca/en/competition-bureau/news/2020/04/competition-bureau-statement-on-competitor-collaborations-during-the-covid-19-pandemic.html>)。

さらに、欧州委員会も、2020年4月8日、COVID-19対応のための協業に対して一時的に(欧州委員会を取り下げるまでの間)適用する判断枠組みを公表した(https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/framework_communication_antitrust_issues_related_to_cooperation_between_competitors_in_covid-19.pdf)。

欧州委員会は、必要な範囲を超えた情報の競争事業者間での還流・交換等が起こらないことを前提に、以下のような取組みで本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

あれば、競争法上の懸念は生じないとの例示を行った。

- ・ 原材料・投入物の共同配送
- ・ 将来の生産予測に照らして不足が見込まれる重要な医薬品・医療物資の識別作業
- ・ 個社情報を交換しない形での生産量及び生産能力に関する情報の集約
- ・ EU加盟国レベルでの需要予測のためのモデル作りに取り組み、供給ギャップを識別すること
- ・ 供給ギャップに関する情報を共有し、個社の判断で、かつ競争事業者と情報を交換しない形で、(既存在庫又は生産量の拡大を通じて)需要に応えるために当該供給ギャップを充足できるかを表明してもらい取組みへの参加を求めること

また、生産、在庫管理及び流通に関する施策は、商業上センシティブな情報の交換や、医薬品や医療物資を生産する拠点間の協調を伴う可能性があるところ、平時では、そういった行為は競争法に抵触し得る。他方で、緊急時には、以下の条件を満たす限り、その緊急性・時限性に鑑みて、欧州委員会にとって執行の優先的な対象となるものではないとも指摘している。

- ① COVID-19 の患者対応のために仕様される重要な商品役務の供給不足に対処し、又はこれを避けるために最大限効果的な手段として実際に生産量を増大させることを指向し、かつ、客観的に必要な措置となっていること。
- ② 一時的な措置であること(すなわち、物資不足が生じるおそれがある期間又は COVID-19 が蔓延している期間に限って実施される措置であること)。
- ③ 供給不足に対処し、又はこれを避ける目的を達成するために厳格に必要な範囲を超えない措置であること。

そのうえで、協業が公的機関により推奨され、又は公的機関と協調して行われるものである場合は、そのような事実も、協業が競争法に違反しない又は欧州委員会にとって執行の優先的な対象とならないことを支える一事情となり、また、公的機関によって強制されて一時的な協業を行うことは端的に競争法上許されるとも説明している。注意すべきは、ここでは価格面での協調はいかなる意味でも許されていないことである。

なお、協業の参加者は、欧州委員会の求めに応じて提供できるよう、やり取りや、協業の取決めを書面化しておくべきである旨も指摘している。

さらに、欧州委員会は、COVID-19 対応に必要な医薬品や医療物資の不足に対処するための協業に関する個々の相談については、アドホックにコンフォートレター(comfort letter)を発行することで、法的安定性の確保に努めることを表明している。

日本でも既に医薬品の安定供給のために医薬品卸売業者間での共同の取組みが公表されるといった動きが見られている。公正取引委員会が東日本大震災との関係で公表した考え方に加え、こうした海外当局が提示した考え方のエッセンスも踏まえながら、適切な形で、タイムリーに協業を設計・実行していくことが望まれる。



かわい ひろそう
川合 弘造

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
k_kawai@jurists.co.jp

1988年弁護士登録。1994年KUルーベン大学大学院法学部修士(EC法専攻, LL.M.)(magna cum laude)。ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所にて勤務。日本内外の独占禁止法/競争法全般と通商法を専門とするほか、大型の国際訴訟や内外の各種規制当局対応業務を行っている。2006年より2015年まで東京大学法科大学院非常勤講師を務めたほか、政府の各種審議会・研究会等でも委員を務めてきている。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士
t_tsunoda@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、IT/デジタル、プラットフォーム規制や、通商法、会社法、データ保護法等を幅広く担当。近時の著作として、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト1508号)、「Common Ownership をめぐる諸問題-競争法・コーポレート法制の観点から-」『企業法制の将来展望-資本市場制度の改革への提言 -2020年度版』(財経詳報社、2019年)等がある。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>